

帯広市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市条例第12号

帯広市職員定数条例の一部を改正する条例

帯広市職員定数条例（昭和27年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「127人」を「135人」に改め、同項第2号中「82人」を「64人」に改め、同項第7号イ中「75人」を「70人」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。